

令和2年度事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

令和2年度事業計画に基づき、「暴力団のいない安全で安心な佐賀」を実現するため、警察、弁護士会をはじめ行政機関や地域・職域の暴力団排除関係機関・団体と連携を密にし、暴力相談活動や暴力追放のため広報啓発活動等を重点とした事業活動を推進した。

令和2年度中に推進した主な事業活動は、次のとおりである。

1 暴力団に係る問題を抱える者に対する相談、助言等の支援事業（公益目的事業1）

事業名	事業の内容																																																										
(1) 暴力団員による不当な行為等に関する相談、暴力団からの離脱等相談事業 <small>(定款第4条第1項第3号)</small>	<p>ア 関係機関との連携強化による相談体制の充実</p> <p>○ 暴力追放相談委員の委嘱状況 令和2年度中、次表のとおり、弁護士、元少年指導委員、保護司及び警察OBの計31名を委嘱し、連携を強化した。 ※委嘱期間2年間(平成31年4月1日～令和3年3月31日) ※令和2年4月1日追加・変更者(令和2年4月1日～令和3年3月31日)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">弁護士</th><th style="text-align: center;">元少年指導委員</th><th style="text-align: center;">保護司</th><th style="text-align: center;">警察OB</th><th style="text-align: center;">合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人員</td><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">31</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 暴力追放相談の状況</p> <p>(ア) 相談件数 令和2年度中の相談件数は、108件(前年度比-10件)であった。</p> <p><平成30年度・令和元年度・令和2年度相談受理件数対比表></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度別</th><th style="text-align: center;">H30年度</th><th style="text-align: center;">R元年度</th><th style="text-align: center;">R2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">相談件数</td><td style="text-align: center;">104</td><td style="text-align: center;">118</td><td style="text-align: center;">108</td></tr> </tbody> </table> <p><令和2年度「相談別詳細」></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">相談種別</th><th style="text-align: center;">R2年度</th><th style="text-align: center;">対前年比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力団対策法第9条(暴力的要挙行為)</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">± 0</td></tr> <tr> <td>みかじめ料要求行為</td><td style="text-align: center;">(0)</td><td style="text-align: center;">(± 0)</td></tr> <tr> <td>因縁を付けての金品等要求行為</td><td style="text-align: center;">(0)</td><td style="text-align: center;">(± 0)</td></tr> <tr> <td>離脱・勧誘・加入強要に関する相談</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">- 1</td></tr> <tr> <td>暴力団事務所等に係る相談</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">± 0</td></tr> <tr> <td>刑罰法令に該当する行為等に関する相談</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">+ 1</td></tr> <tr> <td>暴力団対策法に関する相談</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">± 0</td></tr> <tr> <td>その他の暴力関係相談</td><td style="text-align: center;">105</td><td style="text-align: center;">- 10</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: center;">108</td><td style="text-align: center;">- 10</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 相談態様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">面談</th><th style="text-align: center;">電話</th><th style="text-align: center;">文書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">比率</td><td style="text-align: center;">57.4%</td><td style="text-align: center;">12.9%</td><td style="text-align: center;">29.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 主な相談事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 元暴力団員からの住所変更に関する相談(元暴力団員) ○ 自分が暴力団員等反社会的勢力でないか調べて欲しいとの相談(会社役員) ○ 元暴力団員からの生活保護受給の申請先変更に関する相談(元暴力団員) ○ 会員勧誘文書を送付してきた会社等に対する対応要領に関する相談(会社顧問) ○ 暴力団員の競売競争入札参加に関する相談(匿名男性) ○ 暴力団事務所に対する防犯カメラ設置に関する相談(設備工) <p>ウ 佐賀県民事介入暴力事案対策協議会(三者協議会)の活動状況 佐賀県弁護士会館において、弁護士、県警、暴追センター三者で協議会を開催し、民事介入暴力事案等に関する意見及び情報交換等を行った。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和2年度中の令和2年6月17日、8月19日、10月19日、12月11日、</p>	区分	弁護士	元少年指導委員	保護司	警察OB	合計	人員	25	1	1	4	31	年度別	H30年度	R元年度	R2年度	相談件数	104	118	108	相談種別	R2年度	対前年比	暴力団対策法第9条(暴力的要挙行為)	0	± 0	みかじめ料要求行為	(0)	(± 0)	因縁を付けての金品等要求行為	(0)	(± 0)	離脱・勧誘・加入強要に関する相談	0	- 1	暴力団事務所等に係る相談	0	± 0	刑罰法令に該当する行為等に関する相談	3	+ 1	暴力団対策法に関する相談	0	± 0	その他の暴力関係相談	105	- 10	合計	108	- 10	区分	面談	電話	文書	比率	57.4%	12.9%	29.6%
区分	弁護士	元少年指導委員	保護司	警察OB	合計																																																						
人員	25	1	1	4	31																																																						
年度別	H30年度	R元年度	R2年度																																																								
相談件数	104	118	108																																																								
相談種別	R2年度	対前年比																																																									
暴力団対策法第9条(暴力的要挙行為)	0	± 0																																																									
みかじめ料要求行為	(0)	(± 0)																																																									
因縁を付けての金品等要求行為	(0)	(± 0)																																																									
離脱・勧誘・加入強要に関する相談	0	- 1																																																									
暴力団事務所等に係る相談	0	± 0																																																									
刑罰法令に該当する行為等に関する相談	3	+ 1																																																									
暴力団対策法に関する相談	0	± 0																																																									
その他の暴力関係相談	105	- 10																																																									
合計	108	- 10																																																									
区分	面談	電話	文書																																																								
比率	57.4%	12.9%	29.6%																																																								

開催月日 令和3年2月24日 5回開催

	<p>エ 特別暴力相談日の開設状況 毎月第2木曜日、暴追センター内に民暴弁護士、警察、暴追センターの三者で「特別暴力相談所」(無料)を開設し、相談に対応することとしており、令和2年度の受理は1件であった。 なお、「特別暴力相談日」の周知徹底を図るため、機関誌「暴追さが(第28号)への掲載、暴追センターのホームページ、ポスターの掲示等を行った。</p> <p>オ 暴力追放相談委員連絡会の開催 特別暴力相談日(毎月第2木曜日)に、暴追センターにおいて、県警、センター職員と暴力追放相談委員(元少年指導委員、保護司)との情報交換等を行った。</p>
(2) 少年に対する暴力団の影響排除活動 (定款第4条第1項第4号)	<p>ア 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に対する暴力団の影響排除のため、機関紙「暴追さが(第28号)」への掲載、チラシ「少年を暴力団から守るために」、「少年を暴力団の誘いの手からまもりましょう」等を活用し、講習会・研修会等において広報啓発に努めた。</p> <p>イ 少年指導委員との連携強化 令和2年7月20日(月)鹿島署、7月27日(月)唐津署、7月28日(火)バルーンミュージアム、7月30日(木)鳥栖警察署において開催された「少年指導委員研修会」に出席し、少年指導委員計40人に対し、暴力団の現状や暴力団からの勧誘・加入強要等防止活動等、少年に対する暴力団の影響排除に関する講話を行った。</p>
(3) 不当要求情報管理機関に対する援助事業 (定款第4条第1項第8号)	<p>ア 不当要求情報管理機関に対する援助(競馬、競艇業界) 鳥栖競馬場及び唐津競艇場警備担当者との間で、暴力団等反社会的勢力該当性の照会や暴力団排除に関する資料提供、情報交換等を行い、緊密な連携を図った。</p> <p>イ 同上(証券業界) 佐賀県証券警察連絡協議会「第14回総会」については、コロナウィルス感染防止対策から中止となった。</p> <p>ウ 不当要求情報管理機関等連絡会議の開催 毎年度、不当要求情報管理機関等連絡会議を開催し、不当要求情報管理機関、県内公営競技場警備担当者、県警察本部組織犯罪対策課員、暴追センター間で情報交換等を行い、相互に緊密に連携した事業・業務を推進することを確認しているが、令和2年度は、コロナウィルス感染防止対策で開催を中止した。</p>

2 暴力団離脱希望者や暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業(公益目的事業2)

事業名	事業の内容																						
(1) 暴力団離脱者援助事業 (定款第4条第1項第5号)	<p>ア 社会復帰支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 佐賀県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の中止 効果的な暴力団対策を推進するために、関係行政機関や民間団体等との連携を図って、暴力団員の離脱促進と離脱者の就労を支援する等、暴力団員の社会復帰対策を確立する目的のもと、例年11月下旬ころに「佐賀県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」を開催していたが、令和2年度は、コロナウイルス感染防止対策から開催を中止した。 ○ 社会復帰受入事業所の状況 令和3年3月末現在の受入登録・賛同事業所は、次表のとおりである。 <p><離脱者受入登録・賛同事業所等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>運送</th><th>林・轍</th><th>書類整理</th><th>看板</th><th>ビル管理</th><th>電気工事</th><th>サービス</th><th>農業</th><th>造園</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 離脱希望者等に対する支援の強化 令和2年度の離脱・社会復帰に関する相談等の受理はなかった。</p>	区分	運送	林・轍	書類整理	看板	ビル管理	電気工事	サービス	農業	造園	計	事業所数	3	1	1	1	1	1	1	2	1	22
区分	運送	林・轍	書類整理	看板	ビル管理	電気工事	サービス	農業	造園	計													
事業所数	3	1	1	1	1	1	1	2	1	22													

<平成29年以降の離脱・就労状況>

年度別	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相談件数	9	8	5	0
就労件数	3	1	1	0

ウ 更正援助費の支給

令和2年度の更生援助費の支給は、該当事案がなかった。

(2) 暴力被害者の救済・支援事業
(定款第4条第1項第6号)

ア 見舞金支給制度等の周知

暴力追放運動等に関連して傷害を受けた被害者への見舞金支給は、該当事案はなかった。

引き続き、同制度について、機関紙「暴追さが」等による広報や講習会・協議会等において周知徹底を図ることとした。

イ 民事訴訟等の支援

訴訟費用の無利子貸付についても、該当事案がなかった。

前同様に、機関紙や協議会等において周知徹底を図ることとした。

(3) 暴力団事務所撤去運動に伴う支援事業
(定款第4条第1項第6号)

ア 暴力団事務所撤去運動等に関する支援

○ 適格都道府県センター制度の運用状況

本制度の適用には至っていないが佐賀市内の道仁会系組事務所の撤去問題に対し

・ 平成26年度

※4月22日(火) 佐賀市内の施設会議室において「住民説明会」の開催

※8月22日(金) 佐賀市内の施設ホールにおいて「佐賀市中心地域安全安心なまちづくり協議会(案)発足式」の開催

・ 平成27年度

※6月26日(木) 警察本部において、勧興校区自治会長・役員、児童養護施設清光円園園長、佐賀市観光協会専務理事等と県警、暴追センター職員等との連絡会議

・ 平成28年度

※11月29日(火) 警察本部において、勧興校区自治会長・役員、児童養護施設清光円園園長、佐賀市観光協会専務理事等と県警、暴追センター職員等との連絡会議

・ 平成29年度

※11月10日(金) 佐賀南警察署において、勧興校区自治会長・役員、佐賀市、警察、佐賀県弁護士会、暴追センターによる佐賀市中心地域安全安心なまちづくり協議会

・ 平成30年度

※12月4日(火) 佐賀南警察署において、佐賀市中心地域安全安心なまちづくり協議会

・ 令和元年度

※令和2年2月10日(月) 歓興公民館において、佐賀市中心地域安全安心なまちづくり協議会連絡会

等毎年度協議会等を開催していたが、令和2年度は、コロナウィルス感染防止対策で開催を中止した。なお、令和3年度以降は、引き続き定期的に連絡会議を開催し、住民、県警、暴追センター等が情報交換、連携した暴力団事務所の撤去に向けて取り組むこととした。

イ 緊急対策基金制度の運用状況

機関紙「暴追さが(第28号)」に掲載するとともに、チラシ「(公財)暴追センター緊急対策基金にご協力を!」を作成し、講習会等に配布して協力を要請した。

ウ 緊急対策基金の状況

○ 受入状況

令和2年度 受理なし

○ 現残高(令和3年3月31日現在)

53,916,640円

工 資金支援

該当事案なし

(4) 民間の暴力団排除組織に対する講師派遣、活動助成金支給等の支援事業
(定款第4条第1項第2号)

ア 民間・企業等暴力団排除活動団体等への支援
民間の職域及び地域の暴排団体、行政・企業の研修会等へ講師を派遣するとともに、暴追資料等を配布するなど支援した。

<令和2年度、暴排協議会・研修会・講習会等への出席状況>

会議種別 区分	各種協議会等		研修会等		合計
	行政	企業等	行政	企業等	
回数	1	6	1	9	17

なお、令和2年度に暴排組織が行う活動に対する助成金の支給はなかった。

イ 行政対象暴力対策の強化

上記表のとおり、国・県・市等の協議会・研修会に講師を派遣し、暴力団等反社会的勢力の現状と対策、不当要求への具体的対応要領の教示、資料の提供等の支援を行った。

ウ 各種協議会・研修会・講習会等への出席・講話等状況

<令和2年度「協議会」出席状況一覧表>

No.	開催月日	開催協議会名称
1	7月22日	令和2年度佐賀県建設業暴力追放対策協議会
2	7月29日	2020年度佐賀県生保・警察連絡協議会
3	10月16日	佐賀県建設業暴力追放協議会佐賀地区委員会
4	10月21日	令和2年度「佐賀県JA信用共済防犯暴力対策連絡協議会
5	11月19日	第37回佐賀県損害保険防犯対策協議会
6	12月4日	令和2年度九州地方整備局（佐賀県内）暴力団等追放連絡協議会総会
7	2月17日	次期ごみ処理施設建設工事暴力団等排除協議会発足式

<令和2年度「研修会等」出席状況一覧表>

No.	開催月日	会議・研修会名称等
1	7月7日	(一社)小城建設業協会定例会
2	7月20日	少年指導委員研修会（鹿島署）
3	7月27日	少年指導委員研修会（唐津署）
4	7月28日	少年指導委員研修会（バルーンミュージアム）
5	7月30日	少年指導委員研修会（鳥栖署）
6	11月6日	佐賀県農業信用基金協会研修会
7	12月10日	佐賀競馬関係者（騎手）研修会
8	12月10日	佐賀競馬関係者（調教師）研修会
9	12月10日	佐賀競馬関係者（厩務員）研修会
10	2月2日	えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー

3 暴力団追放に関する研修、講習による専門的知識、技能の普及や人材の育成事業(公益目的事業3)

事業名	事業の内容															
(1) 不当要求防止責任者講習事業 (定款第4条第1項第7号)	<p>ア 「不当要求防止責任者講習」の計画的かつ効果的な実施 暴力団対策法に基づき、県公安委員会から委託を受け、各事業所で選任されている責任者に対し「不当要求防止責任者講習」を実施した。 令和2年度は、佐賀、鳥栖、唐津、武雄の4会場等において合計22回、646人を対象に実施した。 受講者は、講習開設(平成4年)以来、16,467人を数えている。</p> <p><平成30年度・令和元年度・令和2年度における受講者の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>前後比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>-4</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>1,026</td> <td>989</td> <td>646</td> <td>-343</td> </tr> </tbody> </table>	年度別	H30年度	R元年度	R2年度	前後比	実施回数	25	26	22	-4	受講者数	1,026	989	646	-343
年度別	H30年度	R元年度	R2年度	前後比												
実施回数	25	26	22	-4												
受講者数	1,026	989	646	-343												

<令和2年度開催状況一覧表>

No.	開催月日	場所	会議・研修会名称等	人数
1	7月13日 月		武雄市「武雄文化会館」	42
2	7月28日 火	◎ 佐賀市	「佐賀アバンセ」	43
3	7月29日 水		唐津市「唐津建設業協会」	16
4	8月 7日 金		鹿島市「鹿島市役所」(鹿島市)	13
5	8月19日 水		佐賀市「佐賀アバンセ」	38
6	8月27日 木	◎ 鳥栖市	「サンメッセ鳥栖」	36
7	9月25日 金		唐津市「唐津ふれあい館りふれ」	33
8	10月12日 月	◎ 武雄市	「武雄文化会館」	52
9	10月22日 木		佐賀市「佐賀アバンセ」	52
10	11月 5日 火		佐賀市「メートプラザ」	38
11	11月12日 火		佐賀市「佐賀アバンセ」	40
12	11月20日 金		佐賀市「佐賀県庁」	28
13	11月25日 水		鳥栖市「サンメッセ鳥栖」	30
14	12月 9日 水	◎ 佐賀市	「佐賀アバンセ」	34
15	12月14日 月		佐賀市「メートプラザ」	20
16	12月21日 月		武雄市「武雄文化会館」	21
17	1月20日 水		佐賀市「佐賀アバンセ」	17
18	1月25日 月	◎ 唐津市	「唐津ふれあい館りふれ」	17
19	1月28日 木		佐賀市「メートプラザ」	15
20	2月 4日 木		武雄市「武雄文化会館」	21
21	2月 9日 火		佐賀市「佐賀アバンセ」	21
22	2月18日 木		佐賀市「メートプラザ」	19

※凡例 「◎」は弁護士講話

なお、受講者の職業別状況は、次表のとおりである。

<職種別一覧表>

業種	鉱・製造業	建設・不動産	電気・運輸業	卸・小売業	金融・保険業	サービス業	飲食・風呂・遊技	公務員	その他	合計
人員	28	218	33	32	66	113	32	107	17	646

イ 講習内容の充実

講習には、

警察本部組織犯罪対策課暴力団排除担当係員(毎回)

弁護士会民暴弁護士による講義(年間5回)

等を組み入れ、DVD等の視聴覚教材を活用してのロールプレイング等を実施し
講習内容の充実に努めた。

(2) 少年指導委員に対する研修事業 (定款第4条第1項第10号)	<p>ア 少年指導委員研修会の開催(前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催 令和2年7月20日(月)、27(月)、28日(火)、30日(木) ○ 場所 鹿島署、唐津署、佐賀市バルーンミュージアム、鳥栖署 ○ 内容 少年指導委員計40人に対し、暴力団の現状、少年に対する暴力団の影響排除等の講話をを行い助言・指導した。 <p>イ 広報資料等の活用</p> <p>チラシ「少年を暴力団から守るために」、「少年を暴力団の誘いの手から守りましょう」</p>
--------------------------------------	---

4 広報啓発事業(公益目的事業4)

事業名	事業の内容								
(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及を図るために行う広報啓発事業及び	<p>ア 暴力追放のための広報啓発資料の作成と配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料の作成・配布 <table border="1"> <tr> <td>・機関誌「暴追さが」(No.28号)</td> <td>3,500部</td> </tr> <tr> <td>・会報「暴追さが」(No.21)</td> <td>200部</td> </tr> <tr> <td>・会報「暴追さが」(No.22)</td> <td>100部</td> </tr> </table> ○ 資料の配付 <table border="1"> <tr> <td>・全国暴力追放運動推進センターだより</td> <td>360部</td> </tr> </table> 	・機関誌「暴追さが」(No.28号)	3,500部	・会報「暴追さが」(No.21)	200部	・会報「暴追さが」(No.22)	100部	・全国暴力追放運動推進センターだより	360部
・機関誌「暴追さが」(No.28号)	3,500部								
・会報「暴追さが」(No.21)	200部								
・会報「暴追さが」(No.22)	100部								
・全国暴力追放運動推進センターだより	360部								

思想の高揚 (定款第4条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・小冊子「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」 1,376部 ・不当要求防止責任者講習教本 800部 ・その他暴力団社会復帰・少年の加入阻止チラシ ・不当要求防止等対応マニュアル・チラシ類 																																												
	<p>イ 暴力団排除条例の周知徹底</p> <p>県警組織犯罪対策課と連携し、機関紙「暴追さが(No.28)」への掲載、チラシ「暴力団排除条例の適用事例」等を作成し、不当要求防止責任者講習会や協議会・研修会等において周知徹底を図った。</p> <p>ウ 令和2年「地域安全・暴力追放県民大会」の中止</p> <p>令和2年「地域安全・暴力追放県民大会」については、10月9日(金)、佐賀市文化会館中ホールにおいて開催予定で諸準備を進めていたが、新型コロナウィルス感染予防対策の関係で同大会を中止することとした。</p> <p>エ 標語の募集と表彰</p> <p>県防犯協会と連携し、暴力追放をテーマに標語を募集し、優秀作品については入選作品集等に掲載し賞揚した。</p> <p>※ 令和2年度 標語 (特選1、優秀2、佳作2)</p>																																												
(2) 暴力団員等に関する調査研究活動 (定款第4条第1項第11号)	<p>ア 暴力団等反社会的勢力に関するアンケート調査の実施</p> <p>令和2年度も不当要求防止責任者講習受講者を対象に「暴力団等反社会的勢力に関するアンケート調査」を複数回答方式で実施し、結果を随時集約して、講習会等に反映した。</p> <p><実施期間> R2.7～R3.2 回答者 639名</p> <p><回答></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th colspan="2">不正要求を受けたことは</th> <th colspan="3">要求への対処は？</th> <th colspan="5">対象者の反応は？</th> </tr> <tr> <th>ある</th> <th>ない</th> <th>軽視した</th> <th>一部認めた</th> <th>全面的に認めた</th> <th>引き下がった</th> <th>嫌がらせを受いた</th> <th>人的的危害を受けた</th> <th>要求内容を変えてきた</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>57人</td> <td>582人</td> <td>46人</td> <td>7人</td> <td>3人</td> <td>41人</td> <td>4人</td> <td>0人</td> <td>6人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 調査・資料収集活動</p> <p>(ア) 全国会議等への出席</p> <p>全国暴力追放運動推進センターや九州ブロック暴力追放運動推進センター等主催の研修会・研究会が計画されていたが、新型コロナウィルス感染予防対策のため、軒並み中止等となったが、各都道府県暴追センター職員等とは適宜情報交換等を行い、事業活動に反映させた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和2年 4月23日</td> <td>全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会(東京・中止)</td> </tr> <tr> <td>令和2年 7月30日</td> <td>九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会(鹿児島・中止)</td> </tr> <tr> <td>令和2年 9月15日</td> <td>全国暴力追放運動センター専務理事・事務局長等研修会(インターネット会議)</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月2日</td> <td>第9回民事介入暴力対策全国拡大協議会大阪(テレビ会議)</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月5日</td> <td>令和2年度九州ブロック民暴研究会(テレビ会議)</td> </tr> <tr> <td>令和3年3月16日</td> <td>暴追センター「ブロック会議」(インターネット会議)</td> </tr> </table> <p>(イ) 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析</p> <p>新聞その他の刊行物や各種相談・照会等によって収集した暴力団関係情報をデータベース化し、講習会や研修会、相談業務等に活用した。</p>	調査項目	不正要求を受けたことは		要求への対処は？			対象者の反応は？					ある	ない	軽視した	一部認めた	全面的に認めた	引き下がった	嫌がらせを受いた	人的的危害を受けた	要求内容を変えてきた	その他		57人	582人	46人	7人	3人	41人	4人	0人	6人	0人	令和2年 4月23日	全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会(東京・中止)	令和2年 7月30日	九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会(鹿児島・中止)	令和2年 9月15日	全国暴力追放運動センター専務理事・事務局長等研修会(インターネット会議)	令和2年10月2日	第9回民事介入暴力対策全国拡大協議会大阪(テレビ会議)	令和3年2月5日	令和2年度九州ブロック民暴研究会(テレビ会議)	令和3年3月16日	暴追センター「ブロック会議」(インターネット会議)
調査項目	不正要求を受けたことは		要求への対処は？			対象者の反応は？																																							
	ある	ない	軽視した	一部認めた	全面的に認めた	引き下がった	嫌がらせを受いた	人的的危害を受けた	要求内容を変えてきた	その他																																			
	57人	582人	46人	7人	3人	41人	4人	0人	6人	0人																																			
令和2年 4月23日	全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会(東京・中止)																																												
令和2年 7月30日	九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会(鹿児島・中止)																																												
令和2年 9月15日	全国暴力追放運動センター専務理事・事務局長等研修会(インターネット会議)																																												
令和2年10月2日	第9回民事介入暴力対策全国拡大協議会大阪(テレビ会議)																																												
令和3年2月5日	令和2年度九州ブロック民暴研究会(テレビ会議)																																												
令和3年3月16日	暴追センター「ブロック会議」(インターネット会議)																																												